



事業継続力 強化計画をつくろう！

策定するなら 今でしょ！

事前の備えこそが企業経営を左右する！

「事業継続力強化計画」認定制度とは・・・？

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、補助金（ものづくり補助金等）の加点や税制優遇、金融支援などの支援策を活用いただけます。

認定企業に活用いただける**ロゴマーク**の付与

- 中小企業庁HP・局HPでの認定企業の好評
- 会社案内や名刺で認定のPRが可能



中小企業庁のGビズサイト

<https://www.keizokuryoku.go.jp>

下記のQRコードからアクセス



支援策の内容

防災設備の税制優遇

取得した対象の防災設備について取得価額の**20%**の特別償却が適用！

金融支援の利用

信用保証枠の拡大、日本政策金融公庫による**低利融資等の金融支援**を利用できる！

補助金における優先採択

ものづくり補助金等において**優先採択**（審査時の加点）が行われる！

このような取組を推進しましょう！

① 目的の明確化

- ・被災時の目標をあらかじめ想定0

② リスク認識・被害想定

- ・ハザードマップを確認し、リスクを想定
- ・想定による事業への影響を想定

③ 発災時の初動対応手順

- ・人命の安全確保、非常時の緊急体制の構築
- ・取引先や関係団体への被害状況の共有方法の確認

④ 取引先・他社との協力体制

- ・経営トップによる推進、防災時の社内体制の構築

税制優遇を受けられる設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、排水ポンプ (これらと同様に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器械及び備品 (30万円以上)	全ての設備
建物付属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水設備、排水ポンプ、撿水ポンプ、火災報知器、スプリンクラー、消化設備、排煙設備、格納式避難設備、止水版、制震・免震装置、防水シャッター、防火シャッター（これらと同様に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む）

オンラインセミナーお申込みは右記のQRコードよりお願いいたします。
事業継続力強化計画セミナー申込みフォーム→

